

令和6年度報酬改定の主な内容 (基準改定・減算)

新潟市福祉部福祉監査課

はじめに①

○重要なポイント

- ・今回は令和6年度の報酬改定で特に影響が大きいと思われるものをピックアップした。これ以外の内容も多くあるので各自で確認を。
- ・運営基準や加算算定要件を満たしていることを証明するため、必ず記録を残すこと。

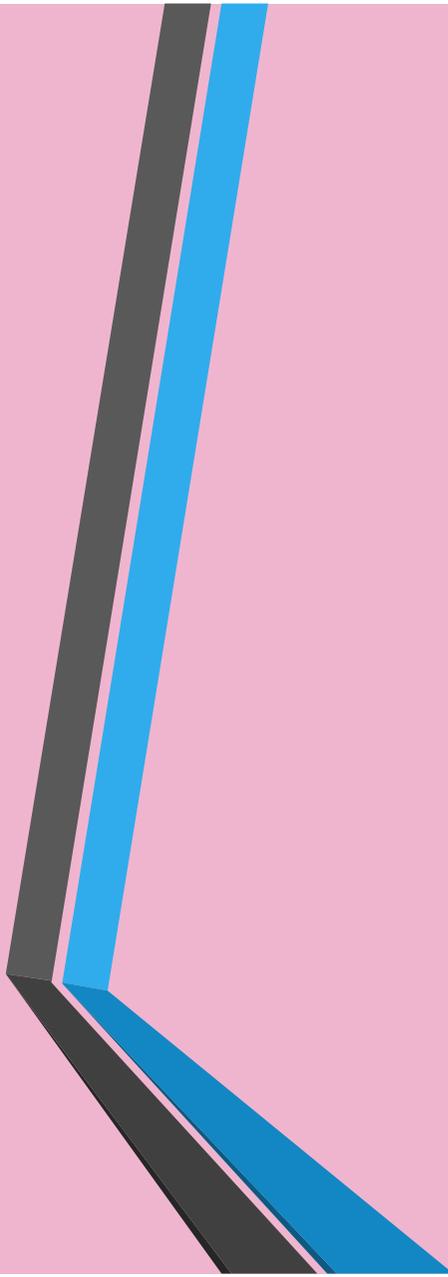
例：「〇〇会議を開催」⇒「会議記録の作成」

「〇〇を〇〇名以上配置」⇒「勤怠管理記録の作成」

はじめに②

○重要なポイント

- ・「教えて貰っていないので分からない」は通用しない。
不明な点は必ず自身で調べて確認・解決すること。



1 横断的な改定事項

1 横断的な改定事項

○サービス等利用計画、個別支援計画について

- ・ 計画作成における担当者会議に利用者本人を参加させ、本人の意向を確認すること。

※利用者が参加できない場合とは？（QA Vol.1 問80）

例：「病状悪化で面会謝絶状態の場合」

「参加により、本人の状態悪化が見込まれる場合」等

- ・ 事業所のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者は、作成した個別支援計画を相談支援事業者にも交付すること。

1 横断的な改定事項

○サービス提供体制について

- ・ 本人の意向を踏まえたサービスを提供すること。

1 横断的な改定事項

○感染症対応について

- ・ 下記3点が義務化されたので注意。
 - ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催
 - ②感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
 - ③感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施

1 横断的な改定事項

○虐待防止措置未実施減算について

- ・ 虐待防止委員会の定期的な開催
- ・ 虐待防止のための研修の定期的な実施
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者設置

※上記のいずれかを実施していない場合、所定単位数の1%を減算。

1 横断的な改定事項

○身体拘束廃止未実施減算について

- ・ 身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ・ 身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施
- ・ （身体拘束を実際に行っている場合）身体拘束等に係る記録を実施

※上記のいずれかを実施していない場合、施設・居住系は所定単位数の10%を、訪問・通所系は1%を減算。

1 横断的な改定事項

○情報公表未報告減算について

- ・ WAM（福祉医療機構）の障害福祉サービス等情報公表システム上で、事業所の情報を公表。

※令和6年4月1日以降、未報告の時点に遡って減算対象なので注意。

※情報公表システムへのログインは下記URLより。

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

1 横断的な改定事項

○業務継続計画未策定減算について①

- ・ 「感染症に係る業務継続計画」
「災害に係る業務継続計画」
の2点を策定。

※上記のいずれか又は両方を策定していない場合、減算適用。

1 横断的な改定事項

○業務継続計画未策定減算について②

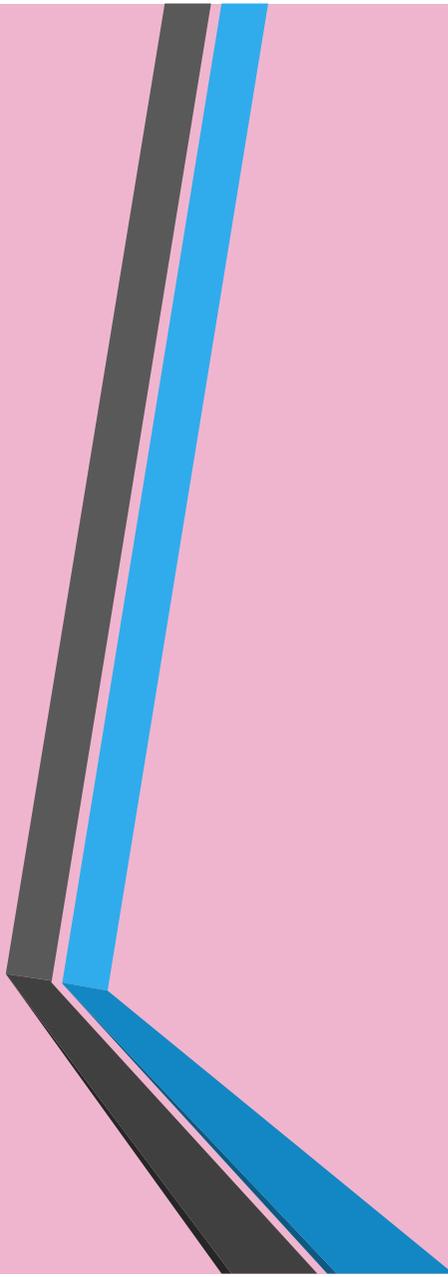
※「感染症の予防及びまん延防止のための指針」、「非常災害に関する具体的計画」の両方が策定されている場合の減算適用無しは、令和6年度まで。

※訪問系、相談系、自立生活援助、就労定着支援、保育所等訪問支援等の「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないサービスに関しては、令和7年度から減算適用開始。

1 横断的な改定事項

○その他関連事項について

1. 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあつては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等の管理者又は従業者と兼務できることとする。
2. 管理者について、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。
 - ・利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
 - ・事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること。



2 各サービス個別の 改定事項

2 個別の改定事項

【居宅介護】

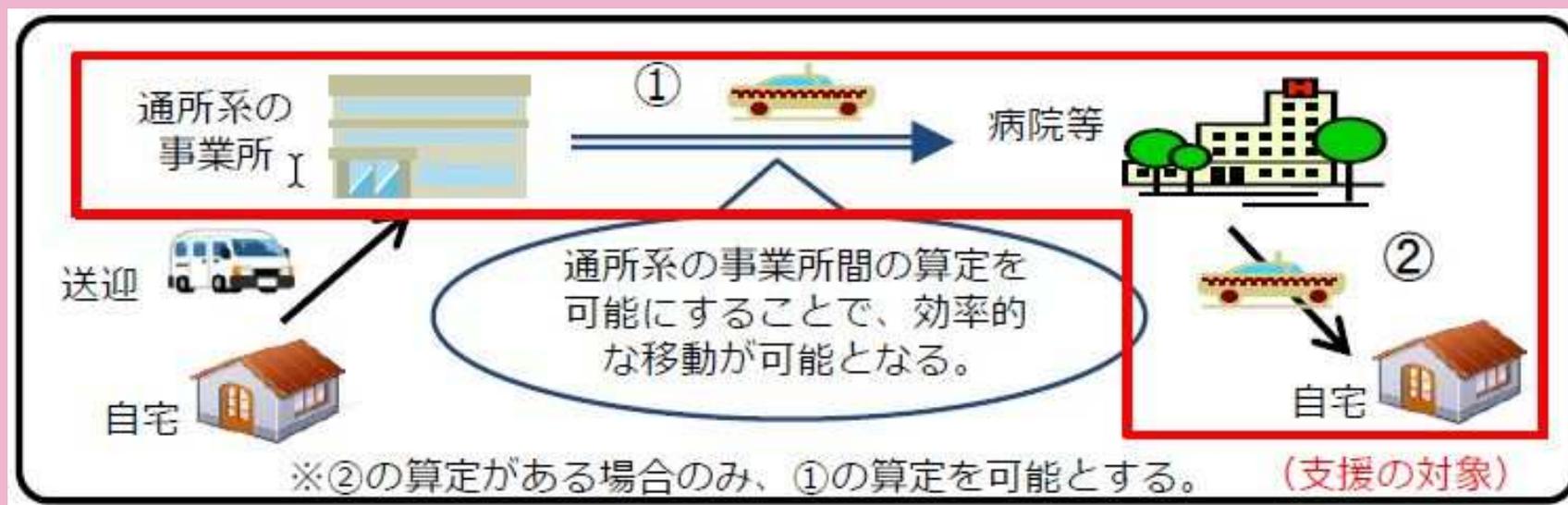
○サービス提供責任者の暫定措置廃止

- ・ 「居宅介護職員初任者課程研修修了者で、かつ3年以上介護等の業務に従事した者」の暫定措置廃止。
- ・ 上記の者が作成した計画に基づいたサービスを提供した場合の減算措置廃止。

2 個別の改定事項

【居宅介護】

○通院等介助の対象要件見直し



※厚生労働省作成「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」資料より抜粋

2 個別の改定事項

【施設入所支援・共同生活援助】

○地域連携推進会議の設置①

- ・利用者及びその家族、地域住民の代者、知見を有する者、市町村の担当者等により構成される「地域連携推進会議」を、概ね年に1回以上開催。
- ・上記会議記録の作成・公表が必要。

2 個別の改定事項

【施設入所支援・共同生活援助】

○地域連携推進会議の設置②

- ・ 会議のほか、概ね1年に1回以上、会議構成員が事業所を見学する機会を設ける。

※会議開催や事業所見学は、令和6年度中は努力義務。
令和7年度から義務化。

2 個別の改定事項

【施設入所支援・障害児入所施設】

○補足給付の基準費用額見直し

- ・施設入所者の「食費・光熱水費」にかかる補足給付の基準費用額について「54,000円」→「55,500円」に引き上げ。

2 個別の改定事項

【施設入所支援】

○地域移行の取組推進

- ・ 地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者選任。
- ・ 意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアル（指針）を作成。

※令和6～7年度努力義務。令和8年度から義務化（減算あり）。

2 個別の改定事項

【就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型】

○施設外支援の個別支援計画見直し期間の変更

- ・ 個別支援計画の見直し期間について、
「1週間ごと」→「1か月ごと」に変更。

2 個別の改定事項

【就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型】

○施設外就労実績報告書の提出義務廃止

- ・施設外就労実施報告書について、行政（新潟市の場合は障がい福祉課）への提出義務が廃止。

※記録の作成及び保存は引き続き義務。

2 個別の改定事項

【就労移行支援】

○就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- ・ 就労移行支援事業所を実施可能な利用定員規模について、「20人以上」→「10人以上」に変更。

2 個別の改定事項

【就労移行支援・就労定着支援】

○基礎的研修開始に伴う対応

- ・ 就労支援員および就労定着支援員の人員基準について、従来の基準に加え、令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修を受講していることが必須となった。

※令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも、指定基準を満たすものとして取り扱うとともに、就労支援員が基礎研修を受講した場合に就労支援関係研修修了加算を算定できることとする。

2 個別の改定事項

【就労継続支援B型】

○短時間利用減算について

- ・ 就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）～（Ⅵ）が対象。
- ・ 直近3か月の事業所平均利用時間が4時間未満の利用者の割合が全体の50%以上の場合、減算適用。

※厚労省QAも参照すること。

2 個別の改定事項

【就労定着支援】

○支援体制構築未実施減算について

- ・ 要支援者の雇用企業先及び就労支援等の関係機関（以下「関係機関等」）への要支援者情報の共有に係る指針の策定及び責任者選定。
- ・ 就労定着支援の期間が終了する3月以上前に、要支援者の同意を得て、関係機関等との間で要支援者情報の共有。
- ・ 関係機関等への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存

※上記のいずれかを実施していない場合、所定単位数の10%を減算。

2 個別の改定事項

【就労定着支援】

○就労移行支援事業所等との一体的な実施

- ・ 一体的に運営する就労移行支援事業所等に配置される常勤の直接処遇職員は就労定着支援員を兼務することができ、兼務を行う勤務時間について、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することができる。

本市の取扱い

例) 就労移行支援の就労支援員と就労定着支援の就労定着支援員を常勤で兼務

[現行] 市への届出は「非常勤・兼務」

[見直し後] 市への届出は「常勤・兼務」

2 個別の改定事項

【就労選択支援】

○概要

- ・ 短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の整理を行い、その結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な関係者との連絡調整、就労に係る情報の提供等を行うサービス。

2 個別の改定事項

【就労選択支援】

○開始時期

- ・ 令和7年10月

※就労継続支援A型を新たに利用する意向がある方。

就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向がある方。

→令和9年4月より開始

○対象者

- ・ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する方。
- ・ 現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方。

2 個別の改定事項

【就労選択支援】

○実施主体

- ・ 就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業所であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものやこれらと同等の障がい者に対する就労支援の経験および実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業所。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等。

2 個別の改定事項

【就労選択支援】

○従事者の人員配置・要件

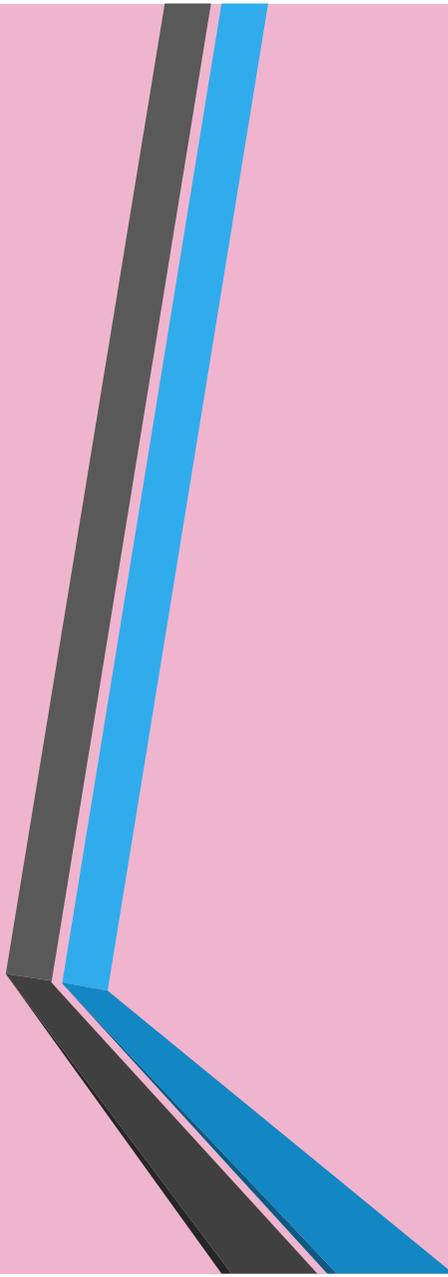
- ・常勤換算で利用者数を15で除した数以上の専従の就労選択支援員を置くものとする。ただし、就労移行支援または就労継続支援と一体的に就労選択支援を実施する場合は就労移行支援等の職員および管理者を兼務できることとする。
- ・就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修または基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。

2 個別の改定事項

【就労選択支援】

○支給決定期間

- ・ 1月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2月の支給決定を行う。
- ・ 就労選択支援の内容のうち、アセスメントの期間は、2週間以内を基本とする。



3 横断的な改定事項 (障がい児系)

3 横断的な改定事項（障がい児系）

○安全計画の策定

- ・ 計画策定のほか「従業者への安全計画周知」、「計画に係る従業者の研修及び訓練」、「保護者に対する計画の取り組み内容の周知」、「定期的な計画内容の見直し」が必要。

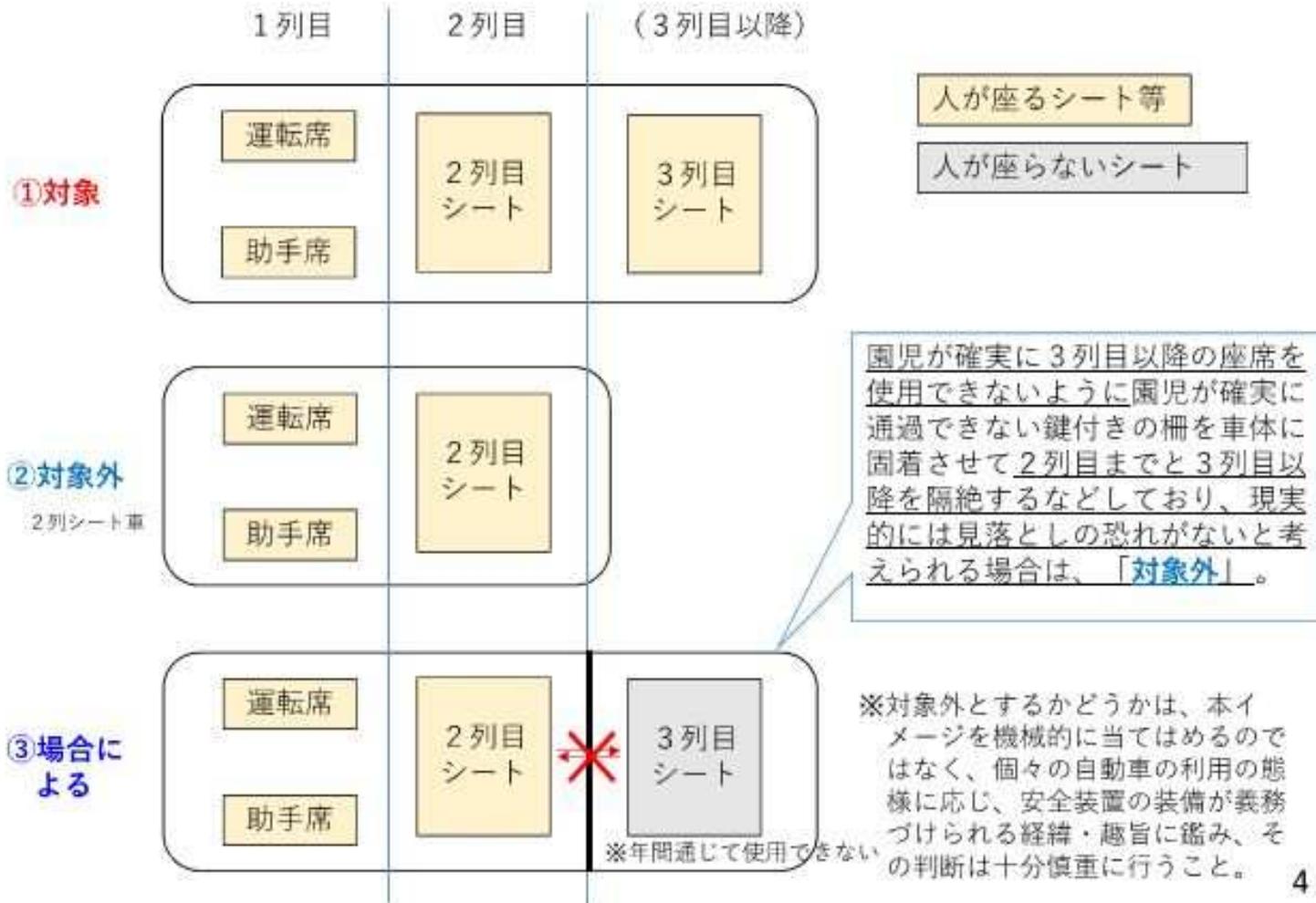
※こども家庭庁が作成した安全計画の様式及び記載例参照。

3 横断的な改定事項（障がい児系）

○自動車送迎時の所在確認・安全装置設置①

- ・「障がい児が乗降する際の点呼等による所在確認」、
「安全装置（ブザー等）設置による降車時の所在確認」が義務。

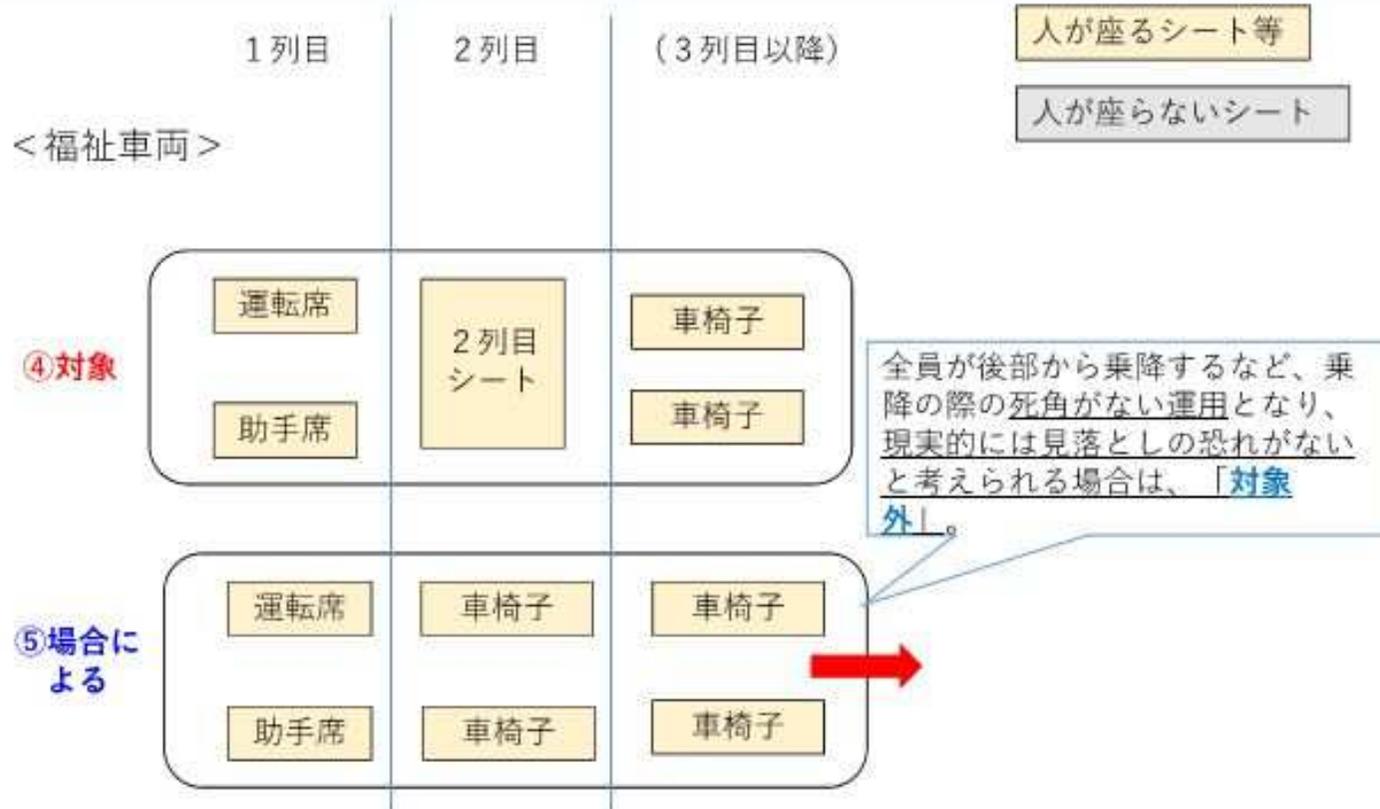
安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



※内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省作成

「こどものバス送迎・安全徹底プラン」に関する地方自治体向け説明会 資料より抜粋

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

4 障がい児系サービス 個別の改定事項

4 障がい児系個別の改定事項

【児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援】

○インクルージョン推進及びインクルージョンの観点を踏まえた 個別支援計画作成

- ・障がい児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進し、その観点を踏まえた個別支援計画の作成が必要。

※こども家庭庁作成の計画書様式例等の資料あり。

4 障がい児系個別の改定事項

【障害児相談支援】

○インクルージョン推進及びインクルージョンの観点を踏まえた

障害児支援利用計画作成

- ・通所系同様にインクルージョン推進及び観点を踏まえた計画作成が必要。

4 障がい児系個別の改定事項

【児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス】

○5領域を踏まえた個別支援計画作成

- ・ 5領域：「健康・生活」
「運動・感覚」
「認知・行動」
「言語・コミュニケーション」
「人間関係・社会性」

※こども家庭庁作成の計画書様式例等の資料あり。

4 障がい児系個別の改定事項

【児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス】

○支援プログラムの作成・公表

- ・ 5領域とのつながりを明確化した支援プログラムの作成。

※こども家庭庁作成の手引き、様式例の資料あり。

4 障がい児系個別の改定事項

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

○自己評価・保護者評価の充実

- ・「事業所の従事者」による評価を追加。
- ・自己評価等の結果を保護者にも示すこと。

※国の様式例あり。

4 障がい児系個別の改定事項

【保育所等訪問支援】

○個別支援計画作成会議における訪問先施設担当者の招集

- ・ サービス担当者会議において、訪問先施設の担当者の招集・参加が必要。

4 障がい児系個別の改定事項

【保育所等訪問支援】

○自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入

- ・ 「事業所の従事者による評価を受けた上での自己評価」
- ・ 「保護者による評価」
- ・ 「訪問先施設による評価」

上記3点の評価実施及び公表が必須。 ※国の様式例あり

4 障がい児系個別の改定事項

【障害児入所施設】

○15歳以上の利用者の移行支援計画作成

- ・15歳以上に達した入所児童について、移行支援計画作成。

※移行支援計画とは？

早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳に達した障がい児について、将来、地域や障害者施設等適切な移行先に移行できるよう、個々の障がい児ごとに作成する個別の計画。

おわりに

- ・ 減算が多く追加されているので注意すること。減算に該当することが判明した場合は、速やかに対応すること。
- ・ 適宜、国の報酬改訂概要やQAの資料も確認すること。

